



長野労働局発表（31-45）
令和元年10月10日

担
当

長野労働局労働基準部
賃金室長 大日方 康浩
室長補佐 松本 政春
TEL 026-223-0555
FAX 026-223-0591

長野県各種商品小売業最低賃金の引上げを答申 ～20円引上げて時間額855円～

- 1 長野県各種商品小売業最低賃金の改正については、長野労働局長（中原 正裕）から長野地方最低賃金審議会（会長 岩崎 徹也 信州大学名誉教授）に対し、本年8月26日に諮問を行ったところです。
- 2 同審議会において、審議の結果、本年10月10日、現行の最低賃金の時間額835円を20円引上げ（引上げ率2.40%）、855円に改正する答申が行われました。
- 3 この答申を踏まえ、長野県各種商品小売業の改正に係る手続き（異議申立の公示など）を経た上で、改正後の最低賃金は、本年12月31日に発効する予定となっています。

（参考）

長野県各種商品小売業最低賃金の改定額及び引上げ額の推移、対前年度引上げ率（過去5年）

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
最低賃金改定額	786円	800円	817円	835円	855円
対前年度引上げ額	13円	14円	17円	18円	20円
対前年度引上げ率	1.68%	1.78%	2.13%	2.20%	2.40%